

ある。

そして、徳永学長が原告の特任教員任用申請を「受理不可」とする権限もない。特任教員任用申請者を教授会に推薦するか否かを決定するのは「特任教員推薦委員会」という合議体なのであって、学長という一個人ではない。

(被告らの主張)

ア 原告から被告井形に提出された授業計画（案）について、平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において検討したところ、メンバーから、「本人の御希望の授業計画案のほとんどは、不要若しくは必要度が低い」とか、「全体が、学部教学開講ルールに違背しており、学部教学システムの破壊となっている」などの意見が出された。その結果を受けて、カリキュラム検討委員会の総意として被告井形に具申がなされた。これを受けて被告井形は、原告に任用申請を思い止まるよう説得したが、原告はこれを拒否した。

カリキュラム検討委員会は、学部の各分野から選ばれた8名の教員で構成され、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議しており、学部教学の中核となっているところ、特任教員を含めた教員の採否については同委員会の判断によるところが大きく、担当科目が成立しない以上、「3か年授業担当計画」は成立しないので、特任教員推薦委員会で要求される書類が不備となることは明らかである。

特任教員の任用の判断は、各種の教員採用と同じく教授会に委ねられており、出席教授会員の3分の2以上の同意を必要とするところから、上記のカリキュラム検討委員会の判断からして、教授会メンバーの同意を得ることが極めて困難であると予想し得る状況を説明した上、被告井形が学部長として説得、進言したままで、被告井形と被告池島の対応に何ら違法な点は認められない。

イ 本件では、「授業担当計画」について、被告井形と原告で10月15日に協議を行ったものの、原告とカリキュラム検討委員会の意見を受けた被告井形との間で「授業担当計画」がまとまらなかった。しかし、原告の強い要望により、被告井形は、合意のとれていない原告作成の「授業担当計画」をもって、推薦委員会の委員長である徳永学長に受理を申し出たが、同学長は受理不可との結論であり、原告の特任教員推薦を審議する推薦委員会も不開催となった。このように、被告井形は原告の強い要望をいれて推薦委員会に「授業担当計画」を提出しており、被告井形が任用申請を妨害し、委員会の開催すらさせなかったとの主張は事実反する根拠のないものである。

ウ 申請に当たって、被告井形は、原告と授業担当計画について協議した上で推薦委員会に提出するものとされているところ、協議が整わず申請手続上提出されていないということである。徳永学長は、推薦委員会の委員長であり、申請に当たり書類が整わず、提出もできない以上、審査もできない。それ故、「受理」できないと決定したことに何ら問題のないことは明らかである。推薦委員会は合議体であっても、申請について形式的要件が備わっているか否かを委員長が審査できることはいうまでもない。

「授業計画書」が満たされていない以上、「書類の不備」は明白で、推薦委員会は受理しておらず、教授会で判断される以前の問題として申請そのものがなかったことになる。

問題は学部として平成25年度以降の授業をいかに策定するかということであって、原告の過年度の実績が即授業計画と結びつくものでないことを看過しており失当である。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 前提事実のほか、証拠（後掲の各証拠、乙26、27、被告池島本人、被